

○防衛省告示第二百十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が令和二年十月五日次のとおり決定された。

令和二年十月七日

防衛大臣 岸 信夫

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
五一一五	新田原飛行場	宮崎県児湯郡新富町	国有	建物…約四九〇平方メートル	
			国有	工作物…雑工作物	

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘 要
三一八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	国有	建物・約四、三〇〇平方メートル
			国有	工作物・鋪床

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

令和二年十月九日から同月十一日まで及び同月二十六日から同月三十日までの間海上自衛隊硫黄島航空基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の

関連ある条項が適用される。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

工作物…下水等

雨水排水施設として追加提供する。

四〇九二 岩国飛行場

岩国市

国有

工作物…水道等

ユ―テイリテイ等として追加提供する。

五〇二九 佐世保海軍施設

佐世保市

国有

工作物…通信装置

通信装置として追加提供する。

五〇三二 赤崎貯油所

佐世保市

国有

工作物…下水等

汚水排水施設として追加提供する。

五〇三二 赤崎貯油所

佐世保市

国有

建物…約一二〇平方メートル

工作物…門等

消防訓練施設として追加提供する。

六〇四四 キャンプ瑞慶覧

沖縄県中頭郡北谷

国有

工作物…門等

町、北中城村

六〇四八 ホワイト・ビーチ地 うるま市

国有

防災施設として追加提供する。

建物・約一、三〇〇平方メートル

屋内スイミングプールとして追加提供する。

使用期間..

ホワイト・ビーチ地区に米海軍の屋内プールが建設されるまでの間

海上自衛隊沖縄基地隊本部地区の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三一九一	羽田郵便管理事務所	東京都大田区	民有	建物・約三〇平方メートル 工作物・雑工作物	

郵便管理事務所として新規提供する。

使用期間…

管理及び連絡調整に必要な期間

羽田郵便管理事務所の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。